

## 水道水中の放射性物質検査の実施について

### 1. 水道水の放射性物質モニタリングについて

#### (1) 水道水の放射性物質のモニタリング方針

我が国で初めての原子力緊急事態が依然として収束していないこと等に鑑み、今後も、水道水の検査を継続的かつ定期的に実施する必要がある。

このため、平成 23 年 4 月 4 日には、今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針を示したところであり、その中において、

- ・ 福島県及び近隣 10 都県（以下「関係都県」という。）を重点として、
- ・ 1 週間に 1 回以上を目途に検査を行うこと。
- ・ ただし、検査結果が指標等を超過し又は超過しそうな場合には、原則毎日、実施すること。

等を定めている（別添 1）。

水道水の安心安全が確保されるように、モニタリング方針に則った検査の実施を関係都県に要請している。

#### (2) 関係都県のモニタリング実施状況

平成 23 年 4 月 28 日には、関係都県に要請し提供のあった水道水中の放射性物質に関する検査の実施や検査計画の策定状況に関して、その内容を取りまとめて公表している（別添 2）。

関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査の実施状況について、避難区域内や被災で検査を実施することが困難である 6 町（福島県浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楡葉町並びに宮城県南三陸町）を除くすべての市町村において、検査が実施されている。

#### (3) 今後のモニタリング実施計画

福島県の近隣 10 都県に対する今後のモニタリング実施計画の策定状況に関して、調査を実施した結果を示す（別添 3）。

なお、福島県では、現地災害対策本部が福島県の協力を得て福島県下の市町村の水道水の検査を実施していく。

### 2. 検査機関における検査体制

水道事業者等が水質検査を委託する民間及び公的検査機関の検査機器台数や検査受け入れ状況に関する調査結果を示す（別添 4）。

なお、厚生労働省は、委託先の検査機関が確保できない水道事業者に対し、国の研究所や大学の検査機関の紹介をしている。

平成 23 年 4 月 4 日

厚生労働省

## 今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について

### 1 はじめに

福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応について、平成 23 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」及び平成 23 年 3 月 21 日付け健水発 0321 第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」に基づき、指標等（放射性ヨウ素 300 Bq/kg（乳児の摂取は 100 Bq/kg）、放射性セシウム 200 Bq/kg）を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対し飲用を控える要請を行うこととした。

その後、現地災害対策本部、文部科学省、地方公共団体及び水道事業者の測定結果が蓄積されていく中で、指標等を超過した一部の水道事業者に対して厚生労働省は水道水の摂取制限及び広報の要請を行い、それを受けて水道事業者は水道利用者に対して広報等を行った。また、その後の放射性物質の濃度の減少を受けて、水道事業者は水道水の摂取制限の解除を実施してきた。

こうした測定結果の推移等に鑑みると、水道水中の放射性物質の濃度は相当変動することが明らかになってきている。

以上の経緯及び現時点までの検査結果等を踏まえ、今後のモニタリングの方針、検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方を公表する。

## 2 基本的な考え方

我が国で初めての原子力緊急事態が依然として収束していないこと等に鑑み、今後、水道水の検査を継続的かつ定期的に実施する必要がある。

こうした状況下、放射性物質の拡散による水道水への影響と安全性を確認するため、福島県及び近隣の地方公共団体において、検査体制を充実する必要がある。また、放射性物質の拡散による水道水への影響が及ぶと考えられる地域における検査未実施状況を解消し、広域的な検査を着実に実施する必要もある。

これらの検査結果等を踏まえ、摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方にに基づき、水道水中の放射性物質の濃度が指標等を超過する場合には、水道事業者に対し水道水の摂取制限及び広報の要請を行うとともに、水道水中の放射性物質の濃度が指標等を下回る情報も含めて検査結果を公表することにより、水道利用者の水道水への不安感を払拭し、安心・安全な水道を持続させることが重要である。

## 3 モニタリングの方針

### (1) 調査方針

水道水の放射性物質、大気中の放射性物質等の検査結果や福島第一原子力発電所からの距離も参考にしつつ、福島県及びその近隣の地域（宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県）の水道事業について、重点的にモニタリングを実施していく。

検査の実施にあたって、これらの地域の地方公共団体に対して、地域内の市町村の水道水の定期的な検査を実施するよう要請し、検査未実施地域の解消を目指す。

なお、福島県では、現地災害対策本部が福島県の協力を得て検査を実施しているところであり、引き続きそのデータや調査内容等の情報を収集していく。さらに、文部科学省及び水道事業者が実施している全国の調査結果も収集し、モニタリング結果を集積していく。

また、地方公共団体の検査の実施体制を随時把握し、中長期的に、水道水

専用の検査機器を設置する等検査体制を確保するよう検討していく。

## (2) 対象項目

当面、放射性ヨウ素、放射性セシウムを対象項目とする。

なお、原子力発電所事故の推移等を踏まえ、必要に応じて見直す。

## (3) 検査対象試料

採水場所は、蛇口の水、浄水場の水とし、水道事業ごとに設定する。

※ 単一浄水場の水を供給する場合は、住民が摂取する蛇口の水を対象とする。一方、異なる水系からの複数浄水場の水を配合して供給する場合、蛇口の水の検査結果が給水区域全体を代表する検査結果とみなすことができないことから、浄水場の水を対象とする。

## (4) 検査頻度

地方公共団体、水道事業者の検査体制に応じて、1週間に1回以上を目途に検査する。ただし、指標等を超過した場合、または指標等に近い値が測定されている場合には、原則として、毎日測定することとする。

水源が河川である等、降雨の影響を受ける水道事業者については、降雨の影響を受ける間は、検査頻度を高める。

## (5) 検査体制の確保

地方公共団体による検査実施を要請する一方、地方公共団体の検査機関において水道水の検査が困難な場合、当該地方公共団体に対し、厚生労働省が民間検査機関や国の研究所等検査実施可能な検査機関を紹介することで、当面の検査体制を確保する。

※ 当面十分な検査頻度の確保が困難な場合は、水道事業者と同一水系を利用する近隣水道事業者が実施した検査結果を当該水道事業者の参考とすることができるものとする。

## (6) とりまとめ及び公表

全国の検査結果を集約し、検査実施地域（指標等以下、乳児摂取制限、一般摂取制限）及び検査未実施地域を示す図表等と併せて定期的に公表する。

#### **4 厚生労働省が行う摂取制限及び広報の要請の目安**

原則として、直近 3 日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標等を上回った水道事業者に対し、摂取制限及び広報の要請を実施する。ただし、1 回の検査結果でも指標等を著しく上回った場合には、当該水道事業者に摂取制限及び広報の要請を実施する。

なお、1 つの水道事業において複数の浄水場を所有し、浄水場ごとの給水区域が独立して設定されている場合は、給水区域ごとに摂取制限及び広報の要請を実施する。

※ 本来、摂取制限に関する指標等は、放射性物質による長期影響を考慮して設定されており、長期間にわたる摂取量と比較して評価すべきものである。一方、これまでの検査結果によれば、水道水中の放射性物質の濃度には時間的な変動がみられ、将来の長期にわたる変動を予測することは困難である。以上のことを踏まえ、摂取制限の発動及び解除には一定の迅速性を求められることを考慮して、当面、3 日分のデータで評価することとしたものである。

#### **5 水道事業者が行う摂取制限の解除の目安**

水道水の摂取制限を行っている水道事業者が、水道水の摂取制限の解除を実施する際の目安を、直近 3 日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標等を下回り、かつ、検査結果が減少傾向にある場合とする。なお、摂取制限の解除にも適切な広報を要請する。

#### **6 その他**

上記 3、4、5 の内容等については、必要に応じて厚生労働省が地方公共団体に別途要請することがある。

## 7 今後の取組

- 地方公共団体と調整を行い、具体的なモニタリング実施体制を整備拡充していく。
- 採水や分析の方法をまとめたモニタリングマニュアルを作成する。
- 今後の水道水のモニタリング結果の集積に伴い、大気等の放射性物質検査結果、降雨、風向等の気象状況、福島第一原子力発電所からの距離等の情報を踏まえ、水道水の摂取制限の要請や解除に関する考え方をさらに検討する。

健水発 0 4 2 8 第 1 号  
食安監発 0 4 2 8 第 1 号  
平成 2 3 年 4 月 2 8 日

関係都県  $\left[ \begin{array}{c} \text{衛生主管部（局）長} \\ \text{水道行政担当部（局）長} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省健康局水道課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

関係都県における食品・水道水中の放射性物質に関する  
検査計画の策定・実施状況について

食品・水道水中の放射性物質に関する検査の実施については、関係都県における格別の御尽力に対し、改めて御礼を申し上げます。

さて、食品・水道水中の放射性物質については、4月4日、食品の出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定・解除の考え方が原子力災害対策本部の対応方針として示されたことを受けて、「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成23年4月4日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）をもって、都道府県等に対し、食品に係る検査計画の考え方を示して適切な対応を要請するとともに、「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」（平成23年4月4日付け健水発0404第3号及び健水発0404第4号厚生労働省健康局水道課長通知）をもって、都道府県及び水道事業者等に対し、水道水に係るモニタリングの方針を示して適切な対応を要請してきました。

これらを踏まえ、先般、「食品中の放射性物質に関する検査計画の策定及び実施の状況の公表について」（平成23年4月19日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）及び「水道水中の放射性物質のモニタリングについて」（平成23年4月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡）をもって、食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況に関

する報告を関係都県に要請したところです。

今般、国民に対する適切な情報の提供を確保する観点から、関係都県における食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況について、下記のとおり、関係都県の報告を厚生労働省で取りまとめましたので、お知らせします。

関係都県におかれては、今後とも、必要な検査体制を確保しつつ、検査計画を適切に策定して検査を着実に実施することにより、国民の健康の保護を図るとともに、いわゆる風評被害の防止に資するよう、改めてお願いします。

なお、厚生労働省においては、関係府省の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築していることを申し添えます。

## 記

### 1 食品

- (1) 関係都県における食品中の放射性物質に関する検査計画の策定状況について、都県別に内容を整理したところ、別紙1のとおりである。
- (2) 関係都県における食品中の放射性物質に関する検査の実施状況について、都県別に食品が生産される市町村の単位で整理したところ、別紙2のとおりである。

### 2 水道水

- (1) 関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定状況について、都県別に内容を整理したところ、別紙3のとおりである。
- (2) 関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査の実施状況について、市町村の単位で整理したところ、別紙4のとおり、被災等で検査を実施することが困難である福島県浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び檜葉町並びに宮城県南三陸町を除くすべての市町村において、検査が実施されている。

(別紙1、別紙2 略)

# 関係都県における水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定状況

平成23年4月28日 厚生労働省健康局水道課

| 都県名  | 提出の有無 | 記載内容 |     |    | 備考                                                                              |
|------|-------|------|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------|
|      |       | 測定対象 | 市町村 | 日程 |                                                                                 |
| 宮城県  | ○     | ○    | ○   | △  | ・南三陸町のみ被災が激しく検査の目途が立っていない。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。                       |
| 山形県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。                                        |
| 茨城県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。                                                                       |
| 栃木県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。                                        |
| 群馬県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。                                        |
| 埼玉県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。                                        |
| 千葉県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。<br>・実施済み市町村には、水道用水供給事業の検査実施含む。<br>・水道事業のない芝山町は、専用水道(芝山町振興公社)にて検査実施済み。 |
| 東京都  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全区市町村で実施(東京都水道局給水区市町村は4浄水場で検査実施)。                                              |
| 神奈川県 | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。                                                                       |
| 新潟県  | ○     | ○    | ○   | ○  | ・全市町村で実施。                                                                       |

凡例:(○)提出及び記載あり、(-)未提出、(×)未記載、(△)一部記載漏れ等あり。

測定対象:水道の水源及び浄水場名の記述の有無

福島県では、現地災害対策本部が水道水の水質検査を実施しており、県には検査計画策定を求めている。

(避難区域内の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、樽葉町は検査困難)

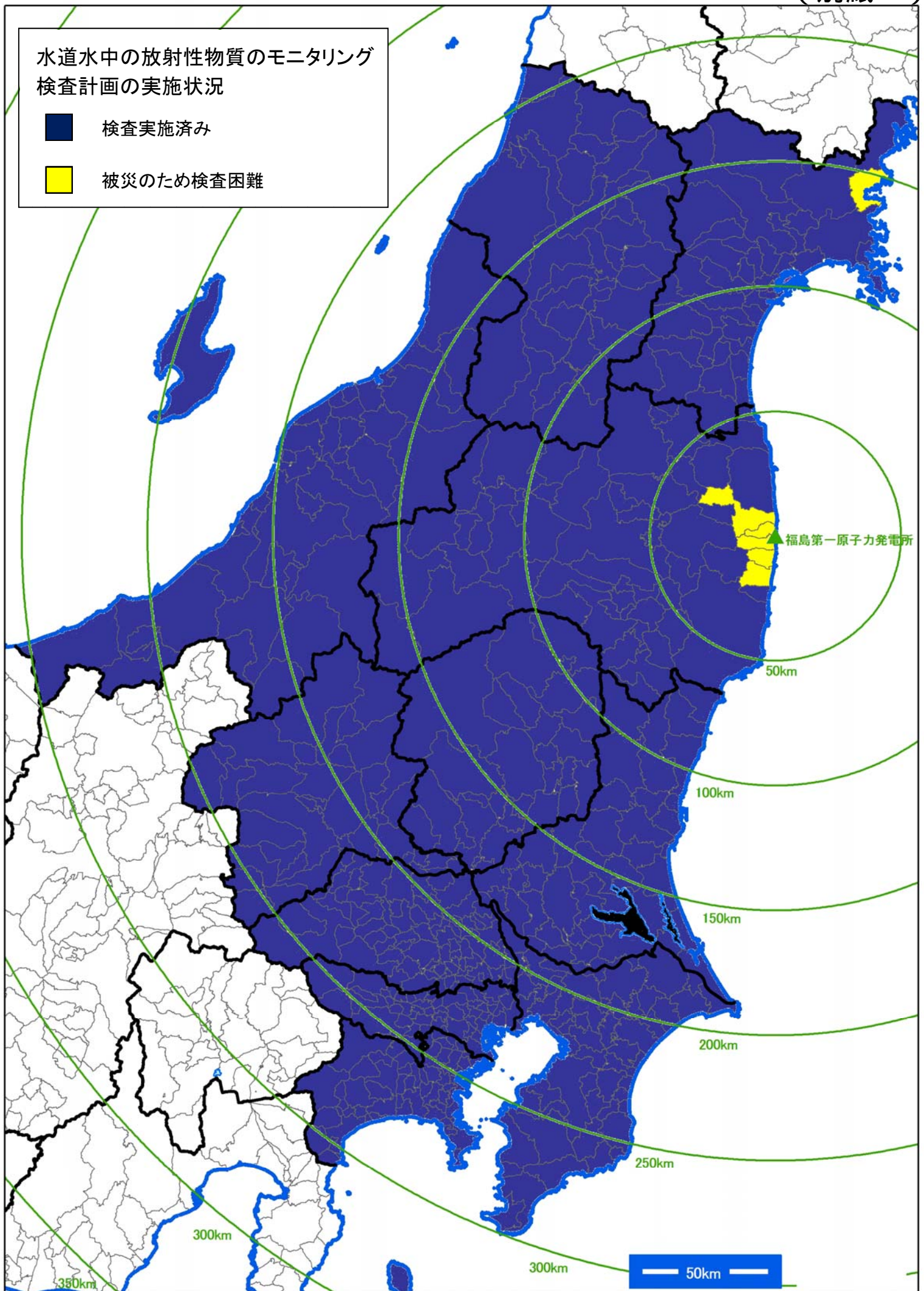
水道水中の放射性物質のモニタリング  
検査計画の実施状況



検査実施済み



被災のため検査困難



モニタリング重点地域10都県内の区市町村における今後のモニタリング実施計画  
※ 原子力災害対策本部が実施する福島県を除く。

## ◎ 10都県

全区市町村数419（7指令市23区218市142町29村）

## &lt;概況&gt;

- ・ 9割弱の区市町村で週1回以上の実施計画が策定されている。
- ・ 用水供給事業からの受水区域や広域水道事業の給水区域では多くの区市町村が用水供給事業者や広域水道事業者の検査結果を活用している。
- ・ 河川の水系別に地域を分け、モニタリングを行う県もある。

|                |       |     |         |
|----------------|-------|-----|---------|
| ○ 週1回以上の実施計画あり | 371 / | 419 | ( 89% ) |
|----------------|-------|-----|---------|

- |           |       |     |         |
|-----------|-------|-----|---------|
| ・ 毎日実施    | 146 / | 419 | ( 35% ) |
| ・ 週に複数回実施 | 124 / | 419 | ( 30% ) |
| ・ 週1回の実施  | 101 / | 419 | ( 24% ) |

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している区市町村数  
（独自の検査では週1回以上の実施計画のない区市町村数）

|  |       |     |         |
|--|-------|-----|---------|
|  | 142 / | 419 | ( 34% ) |
|--|-------|-----|---------|

|                |      |     |         |
|----------------|------|-----|---------|
| ○ 週1回以上の実施計画なし | 48 / | 419 | ( 11% ) |
|----------------|------|-----|---------|

## &lt;主な理由&gt;

- ・ 中小事業体において、財政・人材に乏しい。
- ・ 計画はないが、同水系の近隣市町村の結果を参考にしている。
- ・ 遠隔地にあるため検査実施が困難。
- ・ 震災の被害が甚大。
- ・ 降雨や今後の動向をみて実施。
- ・ 検体数が多く、優先順位を付して実施。

## ※全検査機関数(34)

地方自治体:12

社団法人:1

財団法人:4

国立大学法人:3

公立大学法人:1

大学共同利用機関法人:1

独立行政法人:1

株式会社:12

◎ 宮城県

全市町村数35(1指定市12市21町1村)

<概況>

- ・ 約7割の市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場内の給水栓等で採水している。

|                |    |   |    |         |
|----------------|----|---|----|---------|
| ○ 週1回以上の実施計画あり | 26 | ／ | 35 | ( 74% ) |
| ・ 毎日実施         | 0  | ／ | 35 | ( 0% )  |
| ・ 週に複数回実施      | 7  | ／ | 35 | ( 20% ) |
| ・ 週1回の実施       | 19 | ／ | 35 | ( 54% ) |

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

20 / 35 ( 57% )

|                |   |   |    |         |
|----------------|---|---|----|---------|
| ○ 週1回以上の実施計画なし | 9 | ／ | 35 | ( 26% ) |
|----------------|---|---|----|---------|

<主な理由>

- ・ 震災の被害が甚大であり、財政・人材ともに不足。

※宮城県内の事業体が委託する検査機関名(4)

(国)東北大学

(財)日本食品分析センター

(株)環境総合テクノス

(財)日本分析センター

◎ 山形県

全市町村数35(13市19町3村)

<概況>

- ・ 市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場内の給水栓で採水している。

○ 週1回以上の実施計画あり    35 / 35    ( 100% )

- ・ 毎日実施                      1 / 35    ( 3% )
- ・ 週に複数回実施              8 / 35    ( 23% )
- ・ 週1回の実施                26 / 35    ( 74% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

17 / 35    ( 49% )

○ 週1回以上の実施計画なし    0 / 35    ( 0% )

※山形県内の県行政及び事業体が委託する検査機関(4)

山形県衛生研究所

山形市上下水道部

(共)高エネルギー加速器研究機構

(国)山形大学

◎ 茨城県

全市町村数44(32市10町2村)

<概況>

- ・ほとんどの市町村で対応済み。
- ・河川の水系別に地域を分け、モニタリングを行っている。
- ・一般家庭や事務所の給水栓及び浄水場内の給水栓で採水している。
- ・1町のみ当面の実施予定なし。

○ 週1回以上の実施計画あり    43 /    44    ( 98% )

- ・ 毎日実施                      1 /    44    ( 2% )
- ・ 週に複数回実施            34 /    44    ( 77% )
- ・ 週1回の実施                8 /    44    ( 18% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

10 /    44    ( 23% )

○ 週1回以上の実施計画なし    1 /    44    ( 2% )

<主な理由>

- ・ 同水系の河川から取水している近隣事業者の結果を参考としている。

※茨城県内の事業者が委託する検査機関名(6)

日本原子力発電所(株) 東海第二発電所

(独)日本原子力開発機構那珂核融合研究所

日立協和エンジニアリング(株)

東京ニュークリア・サービス(株)

(株)化研

茨城県環境放射線監視センター

◎ 栃木県

全市町村数27(14市13町)

<概況>

- ・ 市町村で対応済み。
- ・ 検査は所定の給水栓及び浄水場内の給水栓等で採水している。

○ 週1回以上の実施計画あり 27 / 27 ( 100% )

- ・ 毎日実施 0 / 27 ( 0% )
- ・ 週に複数回実施 20 / 27 ( 74% )
- ・ 週1回の実施 7 / 27 ( 26% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

0 / 27 ( 0% )

○ 週1回以上の実施計画なし 0 / 27 ( 0% )

※栃木県内の事業体が委託する検査機関名(9)

(財)日本分析センター

東京ニュークリア・サービス(株)

(株)日本環境調査研究所

(株)千代田テクノル

住重試験検査(株)

(財)九州環境管理協会

(株)化研

茨城県環境放射線監視センター

◎ 群馬県

市町村数35（12市15町8村）

<概況>

- ・ 約5割の市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場内の給水栓等で採水している。
- ・ 16市町村で週1回以上の実施計画なし。
- ・ そのうち13市町村は当面の実施予定なし。

○ 週1回以上の実施計画あり 19 / 35 （ 54% ）

- ・ 毎日実施 0 / 35 （ 0% ）
- ・ 週に複数回実施 19 / 35 （ 54% ）
- ・ 週1回の実施 0 / 35 （ 0% ）

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
（独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数）

3 / 35 （ 9% ）

○ 週1回以上の実施計画なし 16 / 35 （ 46% ）

<主な理由>

- ・ 山間部の中小事業者が多く、財政力に乏しい。
- ・ 同水系の河川より取水している事業者の結果を参考としている。
- ・ 2町は月1回、1町は2週間に1回実施。

※群馬県内の事業者が委託する検査機関名（10）

群馬県衛生環境研究所

（財）日本分析センター

（株）日本環境調査研究所

（株）東京ニュークリア・サービス

（株）千代田テクノル

（株）環境総合テクノス

（株）同位体研究所

（財）日本食品分析センター

（株）化研

◎ 千葉県

全市町村数54(1指定市35市17町1村)

<概況>

- ・ 水道事業がない1町を除き、ほとんどの市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場内の給水栓で採水している。

○ 週1回以上の実施計画あり    53 /    54    ( 98% )

- ・ 毎日実施                      46 /    54    ( 85% )
- ・ 週に複数回実施              4 /    54    ( 7% )
- ・ 週1回の実施                  3 /    54    ( 6% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

13 /    54    ( 24% )

○ 週1回以上の実施計画なし    1 /    54    ( 2% )

<主な理由>

- ・ 1町は水道事業がないため、近隣市町村の結果を参考としている。

※千葉県内の事業体が委託する検査機関名(5)

(財)千葉県薬剤師会検査センター

(財)日本分析センター

(株)千代田テクノル

(国)香川大学

日立協和エンジニアリング(株)

◎ 埼玉県

全市町村数64(1指定市39市23町1村)

<概況>

- ・ 9割以上の市町村で対応済み。
- ・ 検査は所定の給水栓及び浄水場内の給水栓等で採水している。
- ・ 4町村で当面の実施予定なし。

○ 週1回以上の実施計画あり    60 /    64    ( 94% )

- |           |      |    |         |
|-----------|------|----|---------|
| ・ 毎日実施    | 30 / | 64 | ( 47% ) |
| ・ 週に複数回実施 | 17 / | 64 | ( 27% ) |
| ・ 週1回の実施  | 13 / | 64 | ( 20% ) |

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

28 /    64    ( 44% )

○ 週1回以上の実施計画なし    4 /    64    ( 6% )

<主な理由>

- ・ 山間部の中小事業体であり、財政力に乏しい。
- ・ 降雨や今後の動向をみて実施。

※埼玉県内の事業体が委託する検査機関名(6)

埼玉県衛生研究所

(財)日本分析センター

(株)日本環境調査研究所

(株)千代田テクノル

(財)日本食品分析センター

(社)日本水道協会

◎ 東京都

全区市町村数62(23区26市5町8村)

<概況>

- ・ 8割の区市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場出口で採水している。
- ・ 島しょ地域(9町村)を含む10町村で週1回以上の実施計画なし。

○ 週1回以上の実施計画あり 52 / 62 ( 84% )

- ・ 毎日実施 49 / 62 ( 79% )
- ・ 週に複数回実施 2 / 62 ( 3% )
- ・ 週1回の実施 1 / 62 ( 2% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している区市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない区市町村数)

49 / 62 ( 79% )

○ 週1回以上の実施計画なし 10 / 62 ( 16% )

<主な理由>

- ・ 1村は2週間に1回実施。
- ・ 島しょ地域の9町村は、10日に1回、月1回、2ヶ月に1回のいずれかで実施。
- ・ 島しょは遠隔地にあるため検査実施が困難。

※東京都内の事業体及び都行政が委託する検査機関名(7)

東京都健康安全研究センター

(財)日本分析センター

(株)日本環境調査研究所

(株)日水コン

(株)環境管理センター

東京都立産業技術研究センター

(公)首都大学東京

◎ 神奈川県

全市町村数33(3指定市16市13町1村)

<概況>

- ・ 約8割の市町村で対応済み。
- ・ 検査は所定の給水栓及び浄水場内の給水栓等で採水している。
- ・ 7市町は1回／2週で実施予定。

○ 週1回以上の実施計画あり 26 / 33 ( 79% )

- ・ 毎日実施 19 / 33 ( 58% )
- ・ 週に複数回実施 5 / 33 ( 15% )
- ・ 週1回の実施 2 / 33 ( 6% )

※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数  
(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数)

1 / 33 ( 3% )

○ 週1回以上の実施計画なし 7 / 33 ( 21% )

<主な理由>

- ・ 横須賀市上下水道局にて多くの検査を実施しており、検体数が多いため優先順位を付して実施している。(県西部地区は1回/週が難しい)
- ・ 県行政は、別の分析機関を調査中。

※神奈川県内の事業体が委託する検査機関名(6)

横須賀市上下水道局  
(財)日本分析センター  
(株)同位体研究所  
(社)日本水道協会  
神奈川県衛生研究所  
相模原市衛生試験所

◎ 新潟県

全市町村数30(1指定市19市6町4村)

<概況>

- ・ 市町村で対応済み。
- ・ 検査のほとんどが浄水場内の給水栓で採水している。

|                                                                |    |   |    |          |
|----------------------------------------------------------------|----|---|----|----------|
| ○ 週1回以上の実施計画あり                                                 | 30 | ／ | 30 | ( 100% ) |
| ・ 毎日実施                                                         | 0  | ／ | 30 | ( 0% )   |
| ・ 週に複数回実施                                                      | 8  | ／ | 30 | ( 27% )  |
| ・ 週1回の実施                                                       | 22 | ／ | 30 | ( 73% )  |
| ※ 用水供給事業や広域水道事業者の検査結果を活用している市町村数<br>(独自の検査では週1回以上の実施計画のない市町村数) |    |   |    |          |
|                                                                | 1  | ／ | 30 | ( 3% )   |
| ○ 週1回以上の実施計画なし                                                 | 0  | ／ | 30 | ( 0% )   |

※新潟県が委託する検査機関名(1)

新潟県放射線監視センター

## ■放射性物質検査機関における検査体制

福島県及びその近隣10都県における水道水中の放射性物質検査の委託先機関のうち、ゲルマニウム半導体検出器を所有する検査機関に対し、電話等で聞き取り調査を行った結果を整理している。

|    | 機関名                                                  | 所有<br>台数※1 | (検査機器の)<br>所在地 | ①その他所有している水道水の放射性物質検査ができる機器<br>②ゲルマニウム半導体検出器の購入予定                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------|------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | (株)化研                                                | 3          | 茨城県水戸市         | ①ZnSシンチレータ:1台                                                                                                                          |
| 2  | (株)日立協和エンジニアリング                                      | 2          | 茨城県日立市         | -                                                                                                                                      |
| 3  | (株)東京ニュークリアサービス                                      | 1          | 茨城県つくば市        | ①液体シンチレーションカウンタ:2台<br>①NaIシンチレーションカウンタ:2台<br>① $\alpha$ ・ $\beta$ 同時測定装置:1台                                                            |
| 4  | (独)那珂核融合研究所                                          | 1          | 茨城県那珂市         | ①液体シンチレーションカウンタ:2台                                                                                                                     |
| 5  | (株)千代田テクノル                                           | 1          | 茨城県大洗町         | ①プラスチックシンチレーションカウンタ:2台<br>① $\gamma$ 線測定器:2台<br>①ZnSシンチレーションカウンタ:1台<br>①マテリアルカウンタ:1台<br>①液体シンチレーションカウンタ:8台<br>①オートウェル $\gamma$ カウンタ:3台 |
| 6  | (株)日本環境調査研究所                                         | 3          | 埼玉県吉川市         | ①液体シンチレーションカウンタ:7台<br>① $\alpha$ ・ $\beta$ 同時測定装置:4台<br>①オートウェル $\gamma$ :2台                                                           |
| 7  | (財)日本分析センター                                          | 22         | 千葉県千葉市         | ②6月に10台納入予定                                                                                                                            |
| 8  | (財)日本食品分析センター                                        | 2          | 東京都多摩市         | ②5月末にゲルマニウム半導体検出器1台増設(大阪府茨木市)                                                                                                          |
| 9  | (株)同位体研究所                                            | 1          | 神奈川県横浜市        | ①NaIシンチレーションサーベイメータ:2台<br>①NaIガンマ線スペクトロメータ:2台<br>②7月に1台増設                                                                              |
| 10 | (財)食品環境検査協会                                          | 1          | 神奈川県横浜市        | -                                                                                                                                      |
| 11 | (株)住重試験検査                                            | 3          | 京都府京都市         | ①液体シンチレーション検出器:1台                                                                                                                      |
| 12 | (株)環境総合テクノス                                          | 2          | 大阪府交野市         | -                                                                                                                                      |
| 13 | (財)九州環境管理協会                                          | 2          | 福岡県福岡市         | -                                                                                                                                      |
| 14 | 東北大学<br>a.サイクロトロンラジオアイソトープセンター<br>b.工学部<br>c.金属材料研究所 | 3          | 宮城県仙台市         | ①シンチレーションカウンタ:1台                                                                                                                       |
| 15 | 福島県原子力センター                                           | 2          | 福島県福島市         | -                                                                                                                                      |
| 16 | 茨城県環境放射線監視センター                                       | 4          | 茨城県ひたちなか市      | ①ベクレルモニター:16台                                                                                                                          |
| 17 | 山形県衛生研究所                                             | 1          | 山形県山形市         | -                                                                                                                                      |
| 18 | 山形大学                                                 | 1          | 山形県山形市         | -                                                                                                                                      |
| 19 | 群馬県衛生環境研究所                                           | 1          | 群馬県前橋市         | -                                                                                                                                      |
| 20 | 埼玉県衛生研究所                                             | 2          | 埼玉県さいたま市       | ②企業局で1台購入(7月から使用予定)                                                                                                                    |

※ 1～13は民間機関、14～27は公的機関、28～32は厚生労働省が紹介している検査機関

※ 聞き取り調査の時点(5月中旬)では、民間機関は全機関とも新たな検査依頼の受け入れが可能、公的機関はほぼ全ての機関でこれ以上の検査依頼の受け入れは困難とのこと

|    | 機関名                                    | 所有<br>台数※1 | (検査機器の)<br>所在地             | ①その他所有している水道水の放射性物質検査ができる機器<br>②ゲルマニウム半導体検出器の購入予定                                                                            |
|----|----------------------------------------|------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | 都健康安全研究センター                            | 2          | 東京都新宿区                     | ②1台購入予定(7月頃から使用予定)                                                                                                           |
| 22 | 都立産業技術センター                             | 1          | 東京都北区                      | -                                                                                                                            |
| 23 | 首都大学東京                                 | 2          | 東京都八王子市                    | -                                                                                                                            |
| 24 | 神奈川県衛生研究所                              | 1          | 神奈川県茅ヶ崎市                   | ①試験容量80ml用のGe検出器(下限値20～30)、3000s                                                                                             |
| 25 | 相模原市衛生研究所<br>(測定機器:青山学院大学)             | 2          | 神奈川県相模原市                   | ②1台購入予定(6月から使用予定)                                                                                                            |
| 26 | 福島県原子力センター<br>(測定施設:東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所) | 3          | 新潟県柏崎市                     | -                                                                                                                            |
| 27 | 新潟県放射線監視センター<br>a.監視センター<br>b.新潟分室     | 5          | a.新潟県柏崎市 2台<br>b.新潟県新潟市 3台 | -                                                                                                                            |
| 28 | 北海道大学アイソトープ総合センター                      | 3          | 北海道札幌市                     | ①NaIシンチレーションサーベイメータ:8台(エネルギー補償型)<br>①NaIガンマ線スペクトロメータ:2台(内、携行型1台)<br>①液体シンチレーションカウンタ:4台(内、低BG型1台)<br>①NaIシンチレーションカウンタ:3台      |
| 29 | 高エネルギー加速器研究機構                          | 2          | 茨城県つくば市                    | ①液体シンチレーションカウンタ(低バックグラウンド)1台<br>①LaBr3スペクトロメータ1台                                                                             |
| 30 | 茨城県立医療大学                               | 1          | 茨城県稲敷郡阿見町                  | ①NaIシンチレーションサーベイメータ:3台<br>①NaIガンマ線スペクトロメータ:1台<br>①液体シンチレーションカウンタ:1台<br>①NaIシンチレーションカウンタ:3台<br>① $\alpha$ ・ $\beta$ 同時測定装置:2台 |
| 31 | 国立保健医療科学院                              | 1          | 埼玉県和光市                     | -                                                                                                                            |
| 32 | 香川大学                                   | 1          | 香川県木田郡三木町                  | ①NaIシンチレーションサーベイメータ:3台<br>①液体シンチレーションカウンタ:1台<br>①NaIシンチレーションカウンタ:1台                                                          |
|    | 合計台数                                   | 82         |                            |                                                                                                                              |

※ 1～13は民間機関、14～27は公的機関、28～32は厚生労働省が紹介している検査機関

※ 聞き取り調査の時点(5月中旬)では、民間機関は全機関とも新たな検査依頼の受け入れが可能、公的機関はほぼ全ての機関でこれ以上の検査依頼の受け入れは困難とのこと